

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日 法律第138号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆水質汚濁防止対策 ☆健康被害損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場等から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康の保護、生活環境の保全を図る。 ○ 人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
2 特定施設等 (法2) ☆健康被害のおそれのある施設 ☆生活環境被害のおそれのある施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設とは、次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設（政令1別表第1） <ul style="list-style-type: none"> ・ カドミウム等の人の健康被害を生ずるおそれがある物質（政令2）を含むもの ・ COD、BOD等の水の汚染状態を示す項目（政令3）に関し、生活環境に被害を生ずるおそれがある程度のもの ○ 指定施設とは、有害物質を貯蔵・使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（政令3の3）を製造・貯蔵・使用・処理する施設
3 排水基準 (法3) ☆有害物質の種類毎 ☆その他項目毎 ☆上乗せ排水基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質の汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とする。 ○ その他の汚染状態にあつては項目ごとに定める許容限度とする。 ○ 上記の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域について、都道府県は上乗せ排水基準を定めることができる。
4 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置及び変更の届出等 (法5、7、9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造・使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統等の届出をすること。 ○ 届出受理後、60日以内は設置又は変更の禁止（所管行政庁の判断で短縮可能）
5 地下水浸透の規制 (法12の3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質を使用する事業場は、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水で有害物質を含む水（検出される水）を地下に浸透させてはならない。
6 構造等規制 (法12の4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造等に関する基準を遵守しなければならない。
7 排出水の測定など (法14) ☆測定・記録及び保存 ☆未記録等に対する罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録・保存すること。 ○ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設における施設の構造及び使用方法について定期的に点検を行い、その結果を記録・保存すること。
8 事故時の措置 (法14の2) ☆応急措置 ☆速やかに事故届	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所から公共用水域に「有害物質」、「指定物質」、「油」及び「生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水」が排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康・生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに排出又は浸透防止のための応急措置を講ずるとともに速やかにその事故状況・講じた措置の概要を知事に届け出ること。
9 事業者の責務 (法14の4) ☆自主的な水質汚濁防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握し、水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずること。

平成16年度以降の主な沿革

平成22年 5月 10日	法律第31号	公害防止に関する責務規定の創設（平成22年8月10日施行） 事故時の措置の範囲の拡大、排出水等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設（平成23年4月1日施行）
平成23年 6月 22日	法律第71号	対象施設の拡大、構造等に関する基準遵守義務等定期点検の義務の創設（平成24年6月1日施行）

（参考資料） 「水質汚濁防止（排水規制・構造基準等）のしおり」 令和6年4月 石川県環境政策課
 （問合せ先） 石川県環境政策課 電話076-225-1491 FAX 076-225-1466
 石川県南加賀保健福祉センター 電話0761-22-0795 FAX 0761-22-0805
 石川県石川中央保健福祉センター 電話076-275-2642 FAX 076-275-2257
 石川県能登中部保健福祉センター 電話0767-53-6893 FAX 0767-53-2484
 石川県能登北部保健福祉センター 電話0768-22-2028 FAX 0768-22-5550
 金沢市環境政策課 電話076-220-2508 FAX 076-260-7193

11 下水道法とは？ 生活排水処理施設整備を推進するには！

公共用水域の水質汚濁防止のために、工場・事業場や家庭等から排出される汚水を処理・浄化するための施設として、市町の運営する公共下水道や県の運営する流域下水道があります。

なお、都市下水路は、市街地の雨水排除を目的とした終末処理場を有しない下水道です。

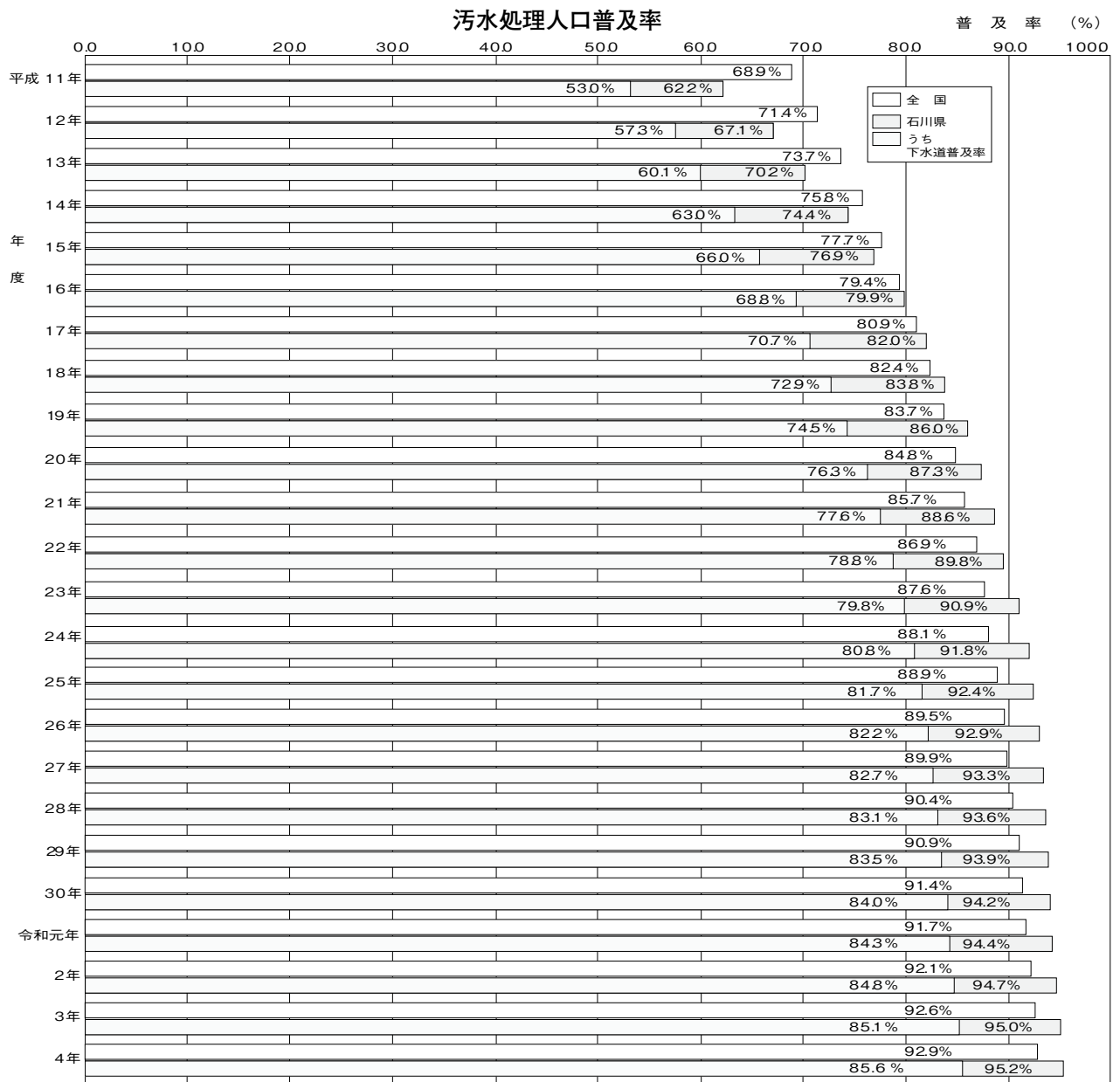
し尿や生活排水を処理・浄化する下水道類似施設には、集合処理形式の農業等集落排水施設やコミュニティ・プラント（通称コミプラ）と、個別処理形式の合併処理浄化槽があり、下水道事業計画区域以外の公共用水域の水質の保全を図っています。

石川県では「石川県生活排水処理構想エリアマップ」を作成し、このような下水道及び類似施設による整備を計画的かつ効率的に進めています。

下水道の排水区域内の土地所有者等は、下水道に排水管を接続しなければなりません。さらに、特定事業場（「水質汚濁防止法」の特定施設を設置する工場又は事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水道の受入基準を守らなければなりません。

これは、現在の下水処理方法が微生物による有機物の除去を主体とする生物処理によっているため、カドミウムやシアン等の物質を含む下水を処理できないことや、有機性汚濁物質であっても汚濁が著しい場合には処理が困難となるためです。

また、特定事業場は、公共下水道管理者（市町）に、その水質、水量や特定施設から排出される汚水の処理方法などの届出をする必要があり、また水質の測定義務を課せられています。



下水道法（昭和33年4月24日 法律第79号） キーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆下水道の整備	○ 流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項、並びに公共下水道、流域下水道、都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資する。
2 定義 (法2) ☆下水とは ☆下水道とは ☆公共下水道とは ☆流域下水道とは	○ 下水：生活もしくは事業に起因し、もしくは付随する廃水又は雨水をいう。 ○ 下水道：下水を排除するために設けられる排水管、排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。 ○ 公共下水道：地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。 ○ 流域下水道：地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村にまたがり、終末処理場を有するもの。
3 排水設備の設置義務 (法10)	○ 公共下水道の供用が開始された場合、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、法で定める区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置すること。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。
4 使用の開始等の届出 (法11の2)	○ 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出ること。（なお、市町の条例により、全ての下水道使用者に届出義務が課されています。）
5 特定事業場からの下水排除の制限 (法12の2)	○ 水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業場等（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
6 特定施設の設置等の届出 (法12の3、12の4、12の6)	○ 工場等から継続して公共下水道に下水を排除する場合 ・ 特定施設の設置時、構造の変更時には、あらかじめ公共下水道管理者に届け出ること。 ・ 届出受理日から60日以内の設置禁止（公共下水道管理者が認めれば期間短縮可能）
7 事故時の措置 (法12の9)	○ 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、一定の有害物質及び油が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を速やかに公共下水道管理者に届け出ること。
8 水質の測定義務等 (法12の12) ☆測定・記録	○ 継続して、政令で定める水質の下水を公共下水道に排除する者で政令で定めるもの及び下水を公共下水道に排除する特定施設の設置者は、当該下水の水質を測定し、その結果を記録すること。 （測定回数等）（省令15） ・ 温度又は水素イオン濃度：毎日1回以上 ・ BOD：14日に1回以上 ・ ダイオキシン類：1年に1回以上 ・ その他の項目：7日に1回以上 （公共下水道等管理者は終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定回数につき、別の定めを設けることができる。）

平成16年度以降の主な沿革

平成17年 6月 22日	法律第70号	事故時の措置の創設	(平成17年11月1日施行)
平成27年 5月 20日	法律第22号	下水道の維持管理基準の創設	(平成27年11月19日施行)

(問合せ先) 石川県都市計画課

電話 076-225-1493 FAX 076-225-1760

12 浄化槽法とは？ 水質改善の救援投手！

下水道による汚水の処理は、住居が集合している地域から行うことが多く、どうしても住居が散在している地域は整備が遅れがちになります。それを補う方法が浄化槽の設置です。この浄化槽の適正な設置及び管理をするため、昭和58年に「浄化槽法」が制定されました。

「浄化槽法」では、浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃などにつき、それがきちんと行われるよう技術上の基準を定めて規制したり、浄化槽関係の事業に従事する関係業者の責任を明確にしたり、資格制度を定めるなどするほか、浄化槽の使用者についても正しく使用するよう義務づけています。

浄化槽には大きく分けて、水洗便所の排水だけを処理する単独処理浄化槽と水洗便所の排水と台所や風呂などの生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。

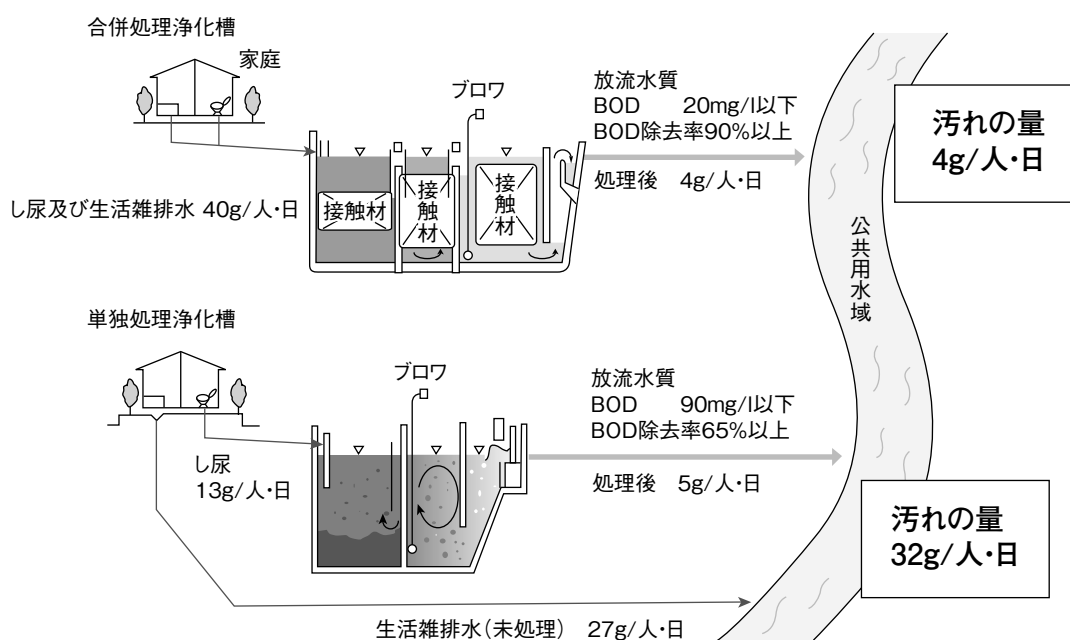
下図は、BOD量の比較ですが、合併処理浄化槽の場合の放流汚濁物質量は単独処理の場合の約1／8で、いかに水質汚濁の改善に役立つかを示しています。

このため、平成12年6月に「浄化槽法」が改正され、単独処理浄化槽の新規設置が禁止されたなか、既に設置されている単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換の努力義務が明記されました。

また、定期検査の実施率が低い状況にあることなどから、適正な維持管理の徹底を図るため、平成17年5月に「浄化槽法」が改正され、浄化槽からの放流水の水質基準の創設、浄化槽設置後の水質検査期間の見直し、維持管理に対する県の指導監督の強化、浄化槽の廃止届の提出義務などが明記されました。

なお、令和元年6月の「浄化槽法」の改正では、適切に清掃し、使用の休止を届け出た浄化槽については、保守点検等の義務を免除できることが追加されました。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



浄化槽法（昭和58年5月18日 法律第43号） キーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆し尿等の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽整備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
2 浄化槽によるし尿処理等 (法3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何人も、終末処理下水道（下水道法に基づく）及びし尿処理施設（廃掃法に基づく）で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。 ○ 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守すること。
3 浄化槽設置届出 (法5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽の設置、構造等の変更をしようとする者は、知事（保健所を設置する市にあっては市長）及び特定行政庁に届け出ること。 ただし、建築基準法第6条1項の規定による建築主事への確認申請をすべき場合、浄化槽の変更が軽微の場合はこの限りでない。 ○ 届出者は、届出受理後21日（型式認定品は10日）間は工事に着手できない。 ただし、所管行政庁が認めるときはこの限りではない。
4 設置後等の水質検査 (法7)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設又は構造等を変更された浄化槽については、その使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に、環境省令で定めるところにより、浄化槽管理者は、指定検査機関（環境省又は都道府県が指定）の行う水質検査を受けること。
5 浄化槽管理者の義務等 (法8、9、10) ☆保守点検・清掃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽の保守点検は技術上の基準に従って行うこと。 ○ 浄化槽の清掃は技術上の基準に従って行うこと。 ○ 浄化槽管理者は、毎年1回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をすること。 ○ 浄化槽管理者は、501人以上の浄化槽の場合、技術管理者を選任すること。
6 定期検査 (法11、11の3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質検査を受けること。 ○ 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、都道府県知事に届け出ること。
7 浄化槽休止届出 (法11の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽管理者は、使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、知事（保健所を設置する市にあっては市長）に届け出ること。 ○ 浄化槽管理者が清掃をして、使用の休止を知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除する。
8 浄化槽設備士 (法29、42)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽工事業者は営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと。 ○ 浄化槽設備士免状は、当該試験に合格した者及び管工事施工管理技術検定に合格した後、認定講習を修了した者に交付する。

平成16年度以降の主な沿革

平成16年 6月 2日	法律第76号	廃業等の届出に係る見直し	（平成17年1月1日施行）
平成16年 12月 1日	法律第147号	浄化槽工事業の登録等に係る見直し	
平成17年 5月 20日	法律第47号	浄化槽からの水質基準の創設、設置後の水質検査期間の見直し、維持管理に対する県の監督規定の強化、浄化槽の使用廃止届の義務化	（平成18年2月1日施行）
令和元年 6月 19日	法律第40号	浄化槽の使用休止及び義務の免除	（令和2年4月1日施行）

(問合せ先) 石川県都市計画課	電話 076-225-1493	FAX 076-225-1760
石川県南加賀保健福祉センター	電話 0761-22-0795	FAX 0761-22-0805
石川県石川中央保健福祉センター	電話 076-275-2642	FAX 076-275-2257
石川県能登中部保健福祉センター	電話 0767-53-6893	FAX 0767-53-2484
石川県能登北部保健福祉センター	電話 0768-22-2028	FAX 0768-22-5550
金沢市環境政策課	電話 076-220-2508	FAX 076-260-7193

13 土壤汚染対策法とは？

有害物質の土壤汚染の状況把握・汚染対策を図る！

土壤汚染を放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念されたことから、土壤汚染の状況の把握、人の健康の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施し、国民の健康を保護することを目的として「土壤汚染対策法」が平成15年2月15日から施行されました。

この法律では、特定有害物質の製造、使用又は処理を行う「水質汚濁防止法」の特定施設を廃止した場合や、一定規模以上の土地の改変を行う際にその土地が特定有害物質により汚染されているおそれがあると知事が認める場合、また、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると知事が認める場合には、土地所有者等は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。

調査の結果、土地の汚染状況が基準に適合しないことが確認された場合、知事は「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」として指定・公示します。要措置区域の場合は、土壤汚染により人の健康被害を生ずるおそれがあるため、知事は土地所有者等又は汚染原因者に対し汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します。また、形質変更時要届出区域内では、土地の形質を変更しようとする場合は、知事への事前の届出が必要となります。

このほか、汚染土壤を区域外へ搬出する際や区域外で処理する場合についての規制についても定められています。

分類	特定有害物質の種類	指定基準		土壤汚染の除去の基準	地下水基準 (mg/L)
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	第2溶出量基準 (mg/L)	
第1種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下
	第2種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.09以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	1.5以下	0.05以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	1以下	検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		0.0005以下 検出されないこと	15以下	0.005以下 検出されないこと	0.0005以下 検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4000以下	24以下	0.8以下
第3種 特定有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	30以下	1以下
	シマジン	0.003以下	—	0.03以下	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下
	P C B	検出されないこと	—	0.003以下	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下	検出されないこと	

土壌汚染対策法（平成14年5月29日 法律第53号（平成29年5月19日改正））のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。
2 定義 (法2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定有害物質：鉛、砒素、トリクロロエチレン等（26種類） ○ 土壌汚染状況調査：土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査
3 土壌汚染状況調査 (法3,4,5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用が廃止された有害物質使用特定施設（※1）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等）は当該土地の土壌の有害物質による汚染の状況について指定調査機関（※2）に調査させ、その結果を知事へ報告しなければならない。 ○ 調査が猶予されている土地において900㎡以上の土地の形質変更をしようとする者は、あらかじめ知事に届出なければならない。 ○ 3,000㎡以上（操作中の有害物質使用特定施設がある事業場は900㎡以上）の土地の形質の変更をしようとする者は30日前までに知事に届け出なければならない。 ○ 知事は届出を受けた土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある（※3）と認める時は、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査をさせ、その結果を知事へ報告することを命ずることができる。 ○ 土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると知事が認めるときは、所有者等に対し指定調査機関に調査をさせ、その結果を知事へ報告することを命ずることができる。
4 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定 (法6,11,14,15)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の特定有害物質による汚染状況が基準に適合しないと認める場合は、知事は当該土地の区域を汚染されている区域として指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置区域） ② 土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域） （※要措置区域は知事が必要な対策を指示。対策に応じ、解除又は②の区域に指定） ○ 自主調査において土壌汚染が判明した場合は、土地の所有者等の申請に基づき、当該土地の区域を汚染されている区域として指定することができる。 ○ 要措置区域及び形質変更時要届出区域（以下、要措置区域等）を指定した場合は、その台帳を調整し閲覧に供する。
5 土壌汚染による健康被害の防止措置 (法7,9,12)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、その被害防止のため必要な限度において所有者等に対し汚染除去計画を作成し提出することを指示する。 ○ 形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の14日前までに知事に届け出なければならない。
6 搬出汚染土壌の適正処理の確保 (法16～18,20,22)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要措置区域等の汚染土壌を区域外へ搬出しようとする者は、着手日の14日前までに知事に届け出なければならない。 ○ 汚染土壌の処理は、汚染土壌処理業者に委託しなければならない。 ○ 汚染土壌の運搬又は処理を行う場合は、管理票を交付し、運搬又は処理が終了した場合は、委託者に対し、管理票の写しを送付しなければならない。管理票は5年間保存しなければならない。 ○ 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設ごとに知事の許可を受けなければならない。
7 支援指定法人の義務 (法45)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援指定法人は、要措置区域等の土地での汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し助成金を交付する。（助成に対しては条件あり。） ○ 土壌汚染状況調査、要措置区域等での汚染の除去等、形質変更時要届出区域での土地の形質変更について、照会及び相談に応じ、必要な助言を行う。

※1 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造・使用・処理するもの

※2 土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行できる能力を有する環境大臣又は県知事が指定した機関
2以上の都道府県で調査を行う場合…環境大臣、本県のみで調査を行う場合…県知事

※3 「特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地」の基準

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ⑤ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地

平成16年度以降の主な沿革

平成21年 4月 24日	法律第23号	土壌汚染把握のための制度拡充、指定区域を要措置区域・形質変更時要届出区域に分類、汚染土壌の搬出・処理に対する規制強化（平成22年4月1日施行）
平成26年 6月 4日	法律第51号	指定調査機関に係る改正（平成27年4月1日施行）
平成29年 5月 19日	法律第33号	土壌汚染対策法が改正（2段階で施行）（第1段階 平成30年4月1日施行） （第2段階 平成31年4月1日施行）

（参考資料）「土壌汚染対策法のしおり」
（問合せ先）石川県環境政策課

令和6年 4月 石川県
電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

14 循環型社会形成推進基本法とは？「循環型社会」への挑戦！

これまで、私たちは、物質的に豊かな生活を送ってきましたが、それを支えていたのは、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルでした。

しかし、その豊かさとは裏腹に、ごみ焼却によるダイオキシン問題、廃棄物処理施設の不足、不法投棄の増大、さらには地球の温暖化等の問題の発生により、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となり、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に制定されました。

この法律では、廃棄物処理等の優先順位を次のように法定化しています。

- ①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分

また、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を次のように明確にしています。

- ① 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
 ② 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

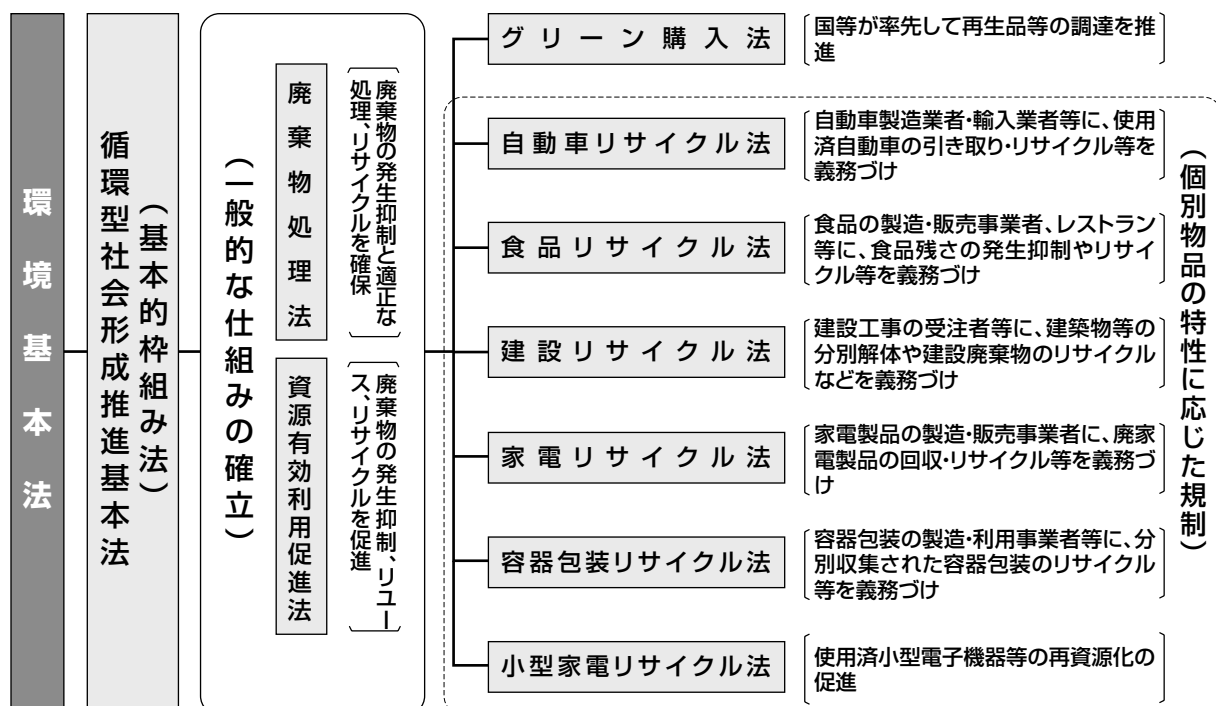
循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「第4次循環型社会形成推進基本計画」を平成30年6月に策定し、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、

- ① 地域循環共生圏形成による地域活性化。
 ② ライフサイクル全体での徹底的な資源循環。
 ③ 適正処理の更なる推進と環境再生。

などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年までに国が講ずべき施策を示しています。

また、この「循環型社会形成推進基本法」に合わせて、法律が体系的に整備されました。これら法律を一体的に運用することにより、「循環型社会」の形成に向けて実効ある取組を進めていくこととしています。

循環型社会形成の推進のための法体系



循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日 法律第110号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆基本原則を規定 ☆責務明確化 ☆基本計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会の形成について、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、基本計画の策定等施策の基本となる事項を定める。 ○ 施策を総合的かつ計画的に推進する。 ○ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
2 定義 (法2) ☆循環型社会 ☆循環資源	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。 ○ 「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なもの。
3 廃棄物等の発生抑制 (法5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料は効率的に利用されること、製品はなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等になることをできるだけ抑制する。
4 循環資源の基本原則 (法7) ☆再使用 ☆再生利用 ☆熱回収 ☆適正処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環資源を再使用できるものは再使用する。 ○ 再使用されないもので、再生利用できるものは再生利用する。 ○ 再使用、再生利用されないものであって、熱回収できるものは熱回収する。 ○ 循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）が行われないものは適正処分する。
5 国の責務 (法9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務。
6 地方公共団体の責務 (法10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環資源について、適正に循環的な利用等が行われることを確保するために必要な措置を実施し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務。
7 事業者の責務 (法11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料等が廃棄物等になることの抑制措置、原材料等が循環資源となった場合の循環的利用への措置を講ずる等の責務。 ○ 製品、容器等の製造・販売等を行う事業者は、廃棄物等になることの抑制措置を講ずるとともに、設計の工夫・材質又は成分の表示等の循環資源となった場合に循環的利用を促進し、及びその適正処分が困難とならないようにするための措置を講ずる責務。 ○ 再生品を使用する等により、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国等の施策に協力する責務。
8 循環型社会基本計画の策定等 (法15、16)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定又は見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原案は、中央環境審議会が意見を述べた指針に即して、環境大臣が策定。 ・ 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。 ・ 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定又は見直し。 ・ 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。 ・ 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。 ・ 国の他の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

平成16年度以降の主な沿革

平成20年	3月25日	第2次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定
平成25年	5月31日	第3次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定
平成30年	6月19日	第4次循環型社会形成推進基本計画	閣議決定

(参考資料) 「資源循環ハンドブック」
 (問合せ先) 石川県資源循環推進課

経済産業省
 電話 076-225-1471 FAX 076-225-1473

15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律とは？

通称「廃棄物処理法」又は「廃掃法」！

廃棄物の処理は、以前は「清掃法」（昭和29年制定）により、市街地区域を中心とする特別清掃地域内の汚物処理でしたが、経済の高度成長や住民生活の向上に伴った、廃棄物の質的变化・多様化、著しい量の増大などにより、抜本的な改正が必要となり、全面的に改められ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃棄物処理法）」として昭和46年9月24日に施行されました。

その後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の導入、不法投棄対策の強化、リサイクル推進のための規制緩和、ダイオキシン対策等のため、順次改正が行われ、最近では平成22年5月に大きな改正がなされました。

この改正の主な内容は、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入及び廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化を行なうとともに、廃棄物の不法投棄等に関する罰則が強化されたものです。

「廃棄物処理法」では、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによる汚染物を除く。）をいう、と定義されています。

なお、排気ガスや排水等も広い意味では廃棄物の一種といえますが、これらは別の法律で規制が行われています。

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。このうち産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた一定の種類廃棄物及び輸入された廃棄物を言い、一般廃棄物は、人の日常生活から排出されるごみやし尿のほか、事業活動から排出される廃棄物のうち産業廃棄物とならないものも含まれます。

廃棄物についてはその処理責任が明確になっており、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については事業者とされています。

産業廃棄物を自ら処理する場合は、産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。また、事業場において、運搬されるまでの間は、産業廃棄物保管基準に従うとともに、その処理を委託する場合には委託基準に従わなければなりません。

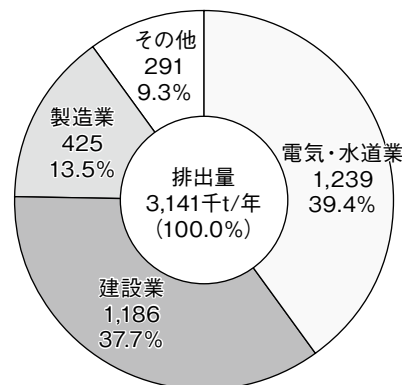
また、一定規模以上の処理施設を設置する場合、設置許可の手続きが必要となります。

なお、産業廃棄物については、一般廃棄物と比べて、特定の発生源から大量に排出され、発生源ごとにほぼ一定の性状のものが排出されるという特徴があります。

このことは、逆に工夫次第では産業廃棄物を新たな原材料として再生利用できる可能性があることを示しており、実際、そのような動きがエコビジネスの展開という形で全国に広まりつつあります。

もちろん、産業廃棄物を全てうまく再生利用できるとは限りません。最終的に行き場のない産業廃棄物は適正に処理して環境に還元していくしかありませんが、埋立処分場の残余容量は年々小さくなっており、社会問題化しています。再生利用できないまでも発生量を少なくする努力が事業者に対して求められています。

令和3年度産業廃棄物排出状況〔石川県〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆廃棄物の排出抑制と適正処理	○ 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
2 定義 (法2) ☆一般廃棄物 ☆産業廃棄物	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの等（放射性物質及びその汚染物は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> → 一般廃棄物 産業廃棄物以外のもの → 特別管理一般廃棄物 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので政令で定めるもの（廃エアコン等に含まれるPCBを使用した部品等） → 産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う20種類の廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず等 ・ 国外で発生し、輸入された廃棄物 → 特別管理産業廃棄物 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので政令で定めるもの 廃油（引火点70℃未満）、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等、金属等に係る判定基準に適合しないものなど） </div>
3 事業者の責務 (法3) ☆自らの責任処理 ☆廃棄物減量 ☆適正処理できる製品開発等 ☆廃棄物適正処理施策に協力	○ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。 ○ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにすること。 ○ 上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。
4 事業者の処理 (法12、12の2) ☆運搬・処分の処理基準遵守 ☆保管基準遵守 ☆運搬・処分の委託基準遵守	○ 自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従うこと。 ○ 産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管すること。 ○ 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には委託基準に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等、処分については産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託すること。 ○ 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに環境省令で定める特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること。

平成16年度以降の主な沿革	
平成16年 4月28日	法律第40号 指定有害廃棄物（硫酸ビッチ）の不適正処理禁止等（平成16年10月27日施行 一部の規定は平成17年4月1日施行）
平成17年 5月18日	法律第42号 マニフェスト制度の強化等（平成17年10月1日施行）
平成18年 2月10日	法律第5号 無害化処理認定制度の創設（平成18年8月9日施行）
平成22年 5月19日	法律第34号 土地所有者等に係る通報努力義務の創設等26項目（平成23年4月1日施行）
平成29年 6月16日	法律第61号 二以上の事業者による廃棄物処理の特例等6項目（一部を除き平成30年4月1日施行）

（参考資料）「産業廃棄物を適正に処理しましょう」 令和5年6月 石川県 （問合せ先） 石川県資源循環推進課 電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473 石川県南加賀保健福祉センター 電話 0761-22-0795 FAX 0761-22-0805 石川県石川中央保健福祉センター 電話 076-275-2642 FAX 076-275-2257 石川県能登中部保健福祉センター 電話 0767-53-6893 FAX 0767-53-2484 石川県能登北部保健福祉センター 電話 0768-22-2028 FAX 0768-22-5550 金沢市ごみ減量推進課 電話 076-220-2521 FAX 076-260-7193		
---	--	--

16 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律とは？

廃棄物輸出による途上国公害の防止！

有害廃棄物の越境移動については、廃棄物の処分費用が高い国から安い国へ、あるいは規制の厳しい国から緩い国へと移動しやすいことから、移動先の国で新たな公害問題を引き起こさないよう、有害廃棄物の越境移動による環境汚染防止のための国際的な合意づくりが急がれていました。それが1989(平成元)年に採択された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約(通称:バーゼル条約)」です。

この条約は1995(平成7)年に改正され、OECD及びEU加盟国から非加盟国への有害廃棄物の輸出が1997(平成9)年をもって全面禁止されることとなりました。なお、再利用等の目的による廃棄物の国境移動は、条約上有害な特性を有しない場合は禁止されないことになっています。

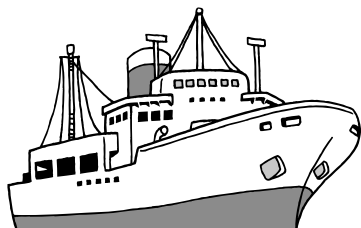
「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(通称:バーゼル法)」は「バーゼル条約」を受けた形の国内法として平成4年に成立し、平成5年に施行されています。この法律では、法に指定される特定有害廃棄物等を輸出入する際には承認を受けることを規定しています。

また、法制定から20年以上が経過し、法の規制対象となる非鉄金属二次資源の国際取引が増大するなど、当時と比べて状況が大きく変化している中、輸出先での使用済鉛蓄電池の不適正処理の判明や、電子部品スクラップ等の輸入における法に基づく手続に起因した諸外国との競争環境の不利などの課題が顕在化していることから、国では、改正バーゼル法を平成29年6月16日に公布し、平成30年10月1日に施行されました。

その後も、廃プラスチックが、輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしており、その解決のため、バーゼル条約第14回締約国会議(COP14)において、廃プラスチックを新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決議されました。

これを受け、国内では、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令が令和3年1月1日から施行され、「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」によりバーゼル法に基づいてプラスチックの輸出を行う際に、当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるように運用されています。

いずれにしても、事業活動により排出される廃棄物については、できる限り自社内であるいは地域内、国内で処理することが原則であり、国外に持ち出さないことが必要です。日本は、原料を輸入し、製品を輸出する形態の企業が多いことから、国際的な信用を得るためにも極めて大切なことです。



特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年12月16日 法律第108号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆輸出、輸入、運搬等規制	○ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。
2 輸出の承認 (法4)	○ 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。
3 輸入の承認 (法8)	○ 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(参考) バーゼル条約において管理される廃棄物

附属書 I (規制する廃棄物の分類)

排出経路リスト

- Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
- Y3 廃医薬品
- Y4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y7 熱処理及び熱戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y8 当初に意図した使用に適さない廃鉱油
- Y9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物の廃棄物
- Y10 ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT) 若しくはポリ臭化ビフェニル (PBB) を含む又はこれらにより汚染された廃棄物
- Y11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理で生ずるタール状の残滓
- Y12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y13 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y14 研究開発又は教育活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y15 この条約以外の法的規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
- Y16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓

有害物質リスト

- Y19 金属カルボニル
- Y20 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y21 六価クロム化合物
- Y22 銅化合物
- Y23 亜鉛化合物
- Y24 ヒ素、ヒ素化合物
- Y25 セレン、セレン化合物
- Y26 カドミウム、カドミウム化合物
- Y27 アンチモン、アンチモン化合物
- Y28 テルル、テルル化合物
- Y29 水銀、水銀化合物
- Y30 タリウム、タリウム化合物
- Y31 鉛、鉛化合物
- Y32 フッ化カルシウムを除く無機フッ素化合物
- Y33 無機シアン化物
- Y34 酸性溶液又は固形状の酸
- Y35 塩基性溶液又は固形状の塩基
- Y36 石綿 (粉じん及び繊維状のもの)
- Y37 有機リン化合物
- Y38 有機シアン化合物
- Y39 フェノール、フェノール化合物 (クロロフェノールを含む)
- Y40 エーテル
- Y41 ハロゲン化有機溶剤
- Y42 ハロゲン化されていない有機溶剤
- Y43 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y44 ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン類
- Y45 上記以外の有機ハロゲン化合物

附属書 II (特別の考慮を必要とする廃棄物の分類)

- Y46 家庭系廃棄物
- Y47 家庭系廃棄物の焼却灰
- Y48 プラスチックの廃棄物

平成16年度以降の主な沿革

平成17年 9月 20日	省令第23号	地方環境事務所長への権限の委任 (平成17年10月1日施行)
平成29年 6月 16日	法律等62号	輸出承認の要件化等 (平成30年10月1日施行)
令和 2年10月 1日	省令第24号	プラスチック廃棄物の規制対象の改正 (令和3年1月1日施行)

(参考資料) 「廃棄物等の輸出入管理の概要—輸出入をお考えの方に—」

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課、経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課

(問合せ先) 中部地方環境事務所 資源循環推進課 電話 052-955-2132 FAX 052-951-8889

石川県資源循環推進課 電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473

17 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法とは？

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、昭和4年に初めて工業化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙など様々な用途に用いられてきましたが、昭和43年に起こったカネミ油症事件で、その毒性が社会問題化したため、昭和47年には生産・使用が中止となり、昭和49年には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（通称：化審法）」に基づく特定化学物質（現在では第1種特定化学物質）に指定され、製造及び輸入が原則禁止されました。

一方、すでに製造されたPCBについては、処理施設の整備が進まなかったこともあり、基本的には処分されず、事業者によって保管されてきたのが現状です。

このような状況を踏まえ、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を整備し、その確実かつ適正な処理を推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（通称：PCB特措法）」が平成13年6月に制定されました。

この法律では、PCB廃棄物を保管している事業者（以下「保管事業者」という。）やPCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）に対し、次のような義務付けがされています。

①保管及び処分等の状況の届出

保管事業者及び所有事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物等の保管及び処分等の状況に関して都道府県知事（政令で定める市（県内では金沢市）にあっては、市長。以下同じ。）に届け出なければなりません。

②保管場所の変更の制限

保管事業者は、高濃度PCB廃棄物の保管場所を変更してはなりません。

③期間内の処分（石川県の場合）

保管事業者及び所有事業者は、以下の処分期間までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

- ・低濃度PCB廃棄物……………令和9年3月31日まで
- ・高濃度PCB廃棄物
変圧器・コンデンサー等……令和4年3月31日まで（処分期間終了）
安定器等・汚染物……………令和5年3月31日まで（処分期間終了）

④高濃度PCB使用製品の廃棄・処分

高濃度PCB使用製品の所有事業者は、③の処分期間までに、高濃度PCB使用製品を廃棄し、処分しなければなりません。（処分期間終了）

⑤譲渡し及び譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはなりません。

⑥処分終了

PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品について処分又は廃棄が終了した場合は、自ら処分を終えた日、若しくは処分を委託した日（委託契約書の締結日）又は廃棄を終えた日から、20日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

⑦特別管理産業廃棄物管理者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、PCB廃棄物を保管する事業場ごとに「廃棄物処理法」に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

（注）電気事業法に基づく電気工作物（高濃度PCB使用製品のみ）については、上記以外にも、電気事業法に基づき、産業保安監督部に対して、同様の届出が必要な場合がありますので、注意してください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日 法律第65号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。
2 定義 (法2) ☆ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは ☆高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは ☆高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは ☆保管事業者とは ☆所有事業者とは	<ul style="list-style-type: none"> ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く） ○高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、次に掲げる廃棄物をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの ・ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ○高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品とは、次に掲げる製品をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビフェニル原液 ・ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの ○保管事業者とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。 ○所有事業者とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。
3 事業者の責務 (法3)	<ul style="list-style-type: none"> ○保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。 ○所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。 ○保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。
4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (法6, 7)	<ul style="list-style-type: none"> ○政府は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定め、公表しなければならない。 ○都道府県又は政令市は、その区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定めなければならない。 ○都道府県又は政令市は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等 (法8～19) ☆保管等の届出 ☆保管等の状況の公表 ☆期間内の処分	<ul style="list-style-type: none"> ○保管事業者は、毎年度その保管及び処分の状況に関し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。 ○保管事業者は、政令で定める期間内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。 ○全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ○所有事業者は、毎年度その廃棄の見込みに関し、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。 ○所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。 ○全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ○都道府県知事は、毎年度、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みを公表する。
6 協力の要請 (法22)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出しんその他の必要な協力を求めるよう努める。
7 罰則 (法33～36)	<ul style="list-style-type: none"> ○ポリ塩化ビフェニルを譲り渡し、又は譲り受けた者 ○期間内処分義務に違反したことに対する改善命令に違反した者 ○保管等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 等

平成16年度以降の主な沿革

平成24年12月12日 政令298号 処理期限の延長（公布日施行）

平成28年 5月 2日 法律第34号 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け等（平成28年8月1日施行）

（参考資料）「ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて」 環境省、経済産業省
（問合せ先） 石川県資源循環推進課 電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473
金沢市ごみ減量推進課 電話 076-220-2521 FAX 076-260-7193
北陸産業保安監督署 電話 076-432-5580 FAX 076-432-0909

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日 法律第48号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆再生資源・再生部品利用促進	○ 資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与する。
2 定義 (法2) ☆使用済物品等とは ☆副産物とは ☆再生資源とは ☆再生部品とは	○ 使用済物品等：一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品。 ○ 副産物：製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品。 ○ 再生資源：使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性があるもの。 ○ 再生部品：使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性があるもの。
3 事業者等の責務 (法4)	○ 使用済物品等及び副産物の発生抑制のために原材料の使用の合理化を行うこと。 ○ 再生資源・再生部品の利用に努めること。 ○ 使用済物品等及び副産物の再生資源・再生部品としての利用促進に努めること。
4 事業者に対する措置 (法10、15、18、21、24、26、27) ☆特定省資源業種 ☆特定再利用業種 ☆指定省資源化製品 ☆指定再利用促進製品 ☆指定表示製品 ☆指定再資源化製品 ☆指定副産物	○ 特定省資源業種：副産物の発生抑制・再生資源の利用を促進すべき業種（鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業、非鉄金属製造業など） ○ 特定再利用業種：再生資源・再生部品の利用を促進すべき業種（紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業など） ○ 指定省資源化製品：製品の省資源化、長寿命化を促進すべき製品（自動車、家電、大型家具、石油・ガス機器、パソコン、ぱちんこ台など） ○ 指定再利用促進製品：再生資源・再生部品の利用を促進すべき製品（パソコン、複写機、自動車、ぱちんこ台など） ○ 指定表示製品：分別回収のための表示を行うべき製品（スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、ニカド電池、紙製容器包装、プラスチック製容器包装） ○ 指定再資源化製品：使用済製品の回収・再資源化を促進すべき製品（パソコン、小形二次電池） ○ 指定副産物：再生資源として利用を促進すべき副産物（電気業の石炭灰、建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材）

平成16年度以降の主な沿革……なし

(参考資料) 「資源循環ハンドブック」パンフレット 経済産業省

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473

19 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律とは？

通称「容器包装リサイクル法」！

一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物について、消費者と市町村は一定の基準をクリアした状態で分別排出と分別収集を行い、事業者がそれらを再商品化するシステムを構築することにより、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用を図るために、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（通称：容器包装リサイクル法）」が平成7年6月に制定されました。

分別収集の対象となる品目として、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの8品目が定められています。このうち、再商品化義務の対象となる品目は、ガラス製容器、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の4品目になります。

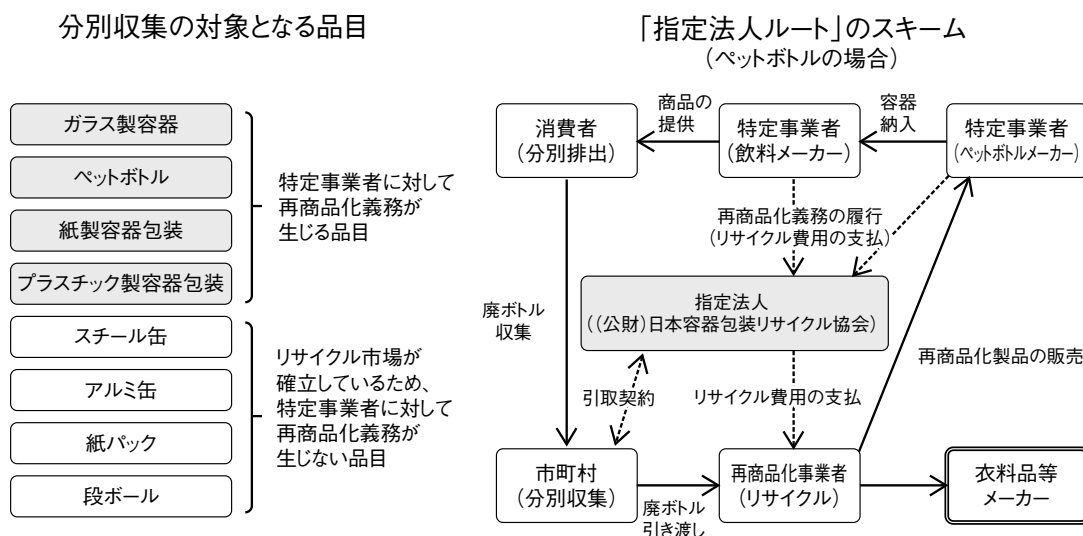
再商品化の義務を負う事業者（特定事業者）は、容器を利用する事業者（中身メーカー）と容器を製造する事業者（輸入事業者も含む。）のほか、包装を利用する事業者となります。

特定事業者は、自ら製造又は利用した容器包装の種類に応じて算定した「再商品化義務量」を再商品化しなければなりません。一般的には、以下のスキームのように指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）と再商品化委託契約を締結し、再商品化義務量に基づき算定される委託料を同協会に支払うという「指定法人ルート」で再商品化されています。

また、平成18年の「容器包装リサイクル法」の改正では、容器包装廃棄物の排出抑制に関する規定が整備され、容器包装の排出抑制の象徴として、レジ袋削減の取り組みが全国の自治体で行われています。レジ袋は、消費者にとって身近で便利な容器包装であるため、多量に消費される反面、再利用されることなく廃棄される場合が多い状況にあります。さらに、令和元年12月の「容器包装リサイクル法」の省令改正では、レジ袋有料化の義務化が定められ（一部例外規定あり）、家庭ごみの排出抑制のほか、自らのライフスタイルを見直す契機となり、地球温暖化防止にも貢献できるものと期待されます。

平成20年度から施行された新制度に、「市町村への資金拠出」があります。これは、市民・市町と特定事業者が連携してリサイクルの効率化や社会的コストの低減を図ろうとする目的で導入されました。

なお、令和元年12月の省令改正により、レジ袋の有料化が義務化され、令和2年7月から施行されました。



※このほか、再商品化ルートとして主務大臣の認定が必要な「独自ルート」及び「自主回収ルート」がある。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

（平成7年6月16日 法律第112号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 （法1） ☆分別収集・再商品化促進	○ 容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 対象容器包装等 （法2）	○ 特定容器 容器包装のうち、商品の容器であるものとして施行規則別表に掲げる容器（缶、びん、ペットボトルなど） ○ 特定包装 容器包装のうち、特定容器以外のもの（包装紙、ラップ等） ○ 再商品化義務対象の容器包装 ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、段ボール・紙パック以外の紙製容器包装
3 特定事業者 （法2、11、12、13） ☆特定容器利用事業者 ☆特定容器製造事業者 ☆特定包装利用事業者 ☆小規模事業者適用除外	○ 特定事業者 ・ 特定容器利用事業者 販売する商品に特定容器を用いる事業者（食品製造業者等） ・ 特定容器製造事業者 特定容器の製造等の事業を行う者。（びん製造事業者等） ・ 特定包装利用事業者 販売する商品に特定包装（包装紙等）を用いる事業者（スーパー、デパート等） ○ 一定の小規模事業者は適用除外となる。 ・ 小売、卸、サービス業で、従業員5人以下かつ年間売上7千万円以下 ・ 製造業者等は従業員20人以下かつ年間売上2億4千万円以下
4 事業者及び消費者の責務 （法4）	○ 繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制により容器包装廃棄物の排出の抑制に努めるとともに、再商品化物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集などを促進するよう努めること。

平成16年度以降の主な沿革

平成18年 6月 15日	法律第76号	事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入等に係る改正（平成19年4月1日施行、一部は平成20年4月1日施行）
令和 元年 12月 27日	省令第4号	容器包装の使用の合理化に係る改正（令和2年7月1日施行）

（参考資料）「容器包装分別収集事例集」 環境省

（問合せ先）石川県資源循環推進課

電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473

20 特定家庭用機器再商品化法とは？ 通称「家電リサイクル法」！

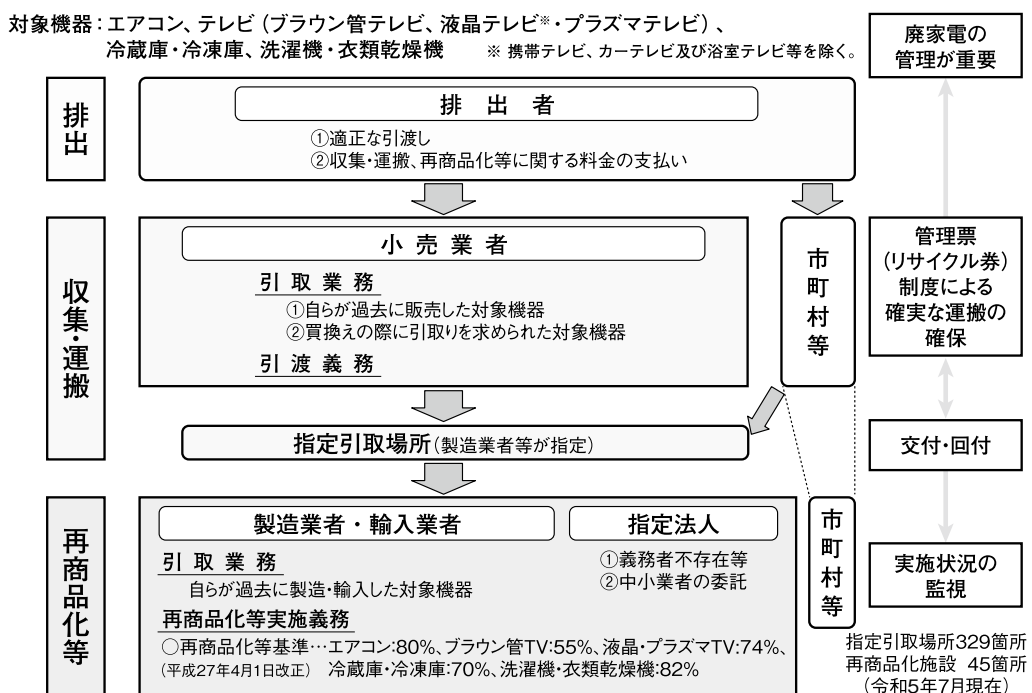
一般家庭から排出される家電製品は、「廃棄物処理法」上では一般廃棄物に区分されていますが、大型のものや組成・構造が複雑なものは市町村ではその処理が困難な場合があります。この場合、市町村は当該製品の製造や販売を行う事業者に対して必要な協力を求めることができることになっていますが、より高度なりサイクルがなされる状況にはなっていませんでした。

この問題を解決するために、「リサイクル法」（前述）による第1種指定製品等への指定や廃棄物処理法の改正が行われてきましたが、さらに、効果的、具体的なりサイクルを推進するため、平成10年6月5日に、「家電リサイクル法」が公布され、平成13年4月1日から施行されました。

この法律では、家電製品を中心とする家庭用機器の中からリサイクルの必要性が高いとされる機器が指定（特定家庭用機器）されることとなっており、法施行当初はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの家電4品目が指定されていましたが、平成16年4月に冷凍庫が追加され、さらに平成21年4月には液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加されました。

また、リサイクルの推進体制は、製造業者（輸入業者含む）、小売店、消費者、市町村などで構成されています。「家電リサイクル法」による再商品化の流れは次のようになっています。

家電リサイクル法の仕組み
(平成10年6月公布、平成13年4月完全施行)



特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日 法律第97号）のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 (法1) ☆特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬・再商品化	○ 小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。
2 「再商品化等」の定義 (法2)	○ 対象機器から部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用すること。 ○ 対象機器から部品及び材料を分離し、これを燃料として利用すること。
3 対象機器（特定家庭用機器） (法2)	○ 家電製品を中心とする家庭用機器から、(1) 市町村等による再商品化等が困難であり、(2) 再商品化等をする必要性が特に高く、(3) 設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響を及ぼし、(4) 配送品であることから小売業者による収集が合理的であるものを対象機器として政令で指定する。(平成13年4月の本格施行当初の対象機器は、エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気洗濯機。平成16年4月から電気冷凍庫が追加。さらに平成21年4月から液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加。)
4 基本方針の策定 (法3)	○ 対象機器の収集、運搬、再商品化等を総合的、かつ計画的に推進するため、基本方針を定める。(平成11年6月23日環境庁・厚生省・通産省共同告示として公表)
5 関係者の役割 (法6、7、9、10、17、18) ☆製造業者及び輸入業者の役割 ☆小売業者の役割 ☆消費者の役割 ☆市町村の役割 ☆国の役割	○ 製造業者及び輸入業者（製造業者等） <ul style="list-style-type: none"> ① 引取義務 対象機器の製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の引取りを求められたときは、それを引き取る。 ② 再商品化等実施義務 製造業者等は、引き取った対象機器について、再商品化等基準に従って、対象機器の再商品化等を実施するとともに、再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切な政令で定める事項を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 再商品化等の量に関する基準 エアコンディショナー 80%以上、テレビジョン受信機55%以上、液晶・プラズマ式テレビジョン受信機74%以上、電気冷蔵庫・電気冷凍庫70%以上、電気洗濯機・衣類乾燥機82%以上 イ 再商品化等と一体的に行うべき事項 特定家庭用機器廃棄物のフロン類の回収及び破壊・再使用を行う。 ○ 小売業者 <ul style="list-style-type: none"> ① 引取義務 対象機器の小売業者は、次に掲げる場合において、対象機器の引取りを求められたときは、それを引き取る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自らが過去に小売販売をした対象機器の引取りを求められたとき イ 対象機器の小売販売に対し、同種の対象機器の引取りを求められたとき ② 引渡義務 小売業者は、対象機器を引き取ったときは、対象機器の製造業者等（それが明らかでないときは指定法人）に引き渡す。 ○ 消費者は、対象機器の再商品化等が確実に実施されるよう小売業者等に適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる等本法に定める措置に協力する。 ○ 市町村は、その収集した対象機器を製造業者等（又は指定法人）に引き渡すことができる。(但し、自ら再商品化等を行うことも可能) 住民に対する普及啓発を行う。 ○ 国は、再商品化等に必要の行為に資する製品の研究開発、情報提供、教育活動、広報活動等を行う。

平成16年度以降の主な沿革

平成20年 12月 5日	政令367号	特定家庭用機器の追加、再商品化等の基準の見直し（平成21年4月1日）
平成27年 3月 20日	政令81号	再商品化等の基準の見直し（平成27年4月1日）

(参考資料) 「家電リサイクル法」パンフレット 経済産業省
 (問合せ先) 石川県資源循環推進課 電話 076-225-1849 FAX 076-225-1473